

評議員・役員の報酬及び費用弁済規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人八宮会（以下法人という）の評議員・役員の報酬および費用弁済に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 この法人の評議員・役員の報酬については、勤務の実態に即して支給することとし、評議員・役員の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

(費用弁済)

第3条 評議員・役員が評議員会・理事会その他の会議に出席するため。あるいは法人の業務のために旅行した時は、その費用を弁済する。

2 費用弁済額は、社会福祉法人八宮会旅費規程に準じ、交通費の実費とする。

3 日当は5,000円を基本とし、事情によっては8,000円を限度に増額することができる。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。